

徳島県企業管理規程第五号

徳島県企業局公舎管理規程を次のように定める。

令和六年十月二十九日

徳島県企業局長 加藤 弘道

徳島県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程

徳島県企業局公舎管理規程（平成十四年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表の事業用公舎の項中「那賀郡那賀町大久保字井谷」を「那賀郡那賀町叶野字ノヤ」へ改める。

附 則

この規程は、令和六年十一月一日から施行する。